

## 環境審議会からの意見に対する検討結果

令和2年7月17日付で依頼のありました調査及び審議に合わせ、貴審議会から意見のありましたことについて、次のとおり検討した上で、ガイドラインの在り方について、別紙のとおり条例（案）骨子を取りまとめましたので報告します。

## 1 検討結果

審議会からの意見	考え方
条例化の中で、抑制区域の設置への対応を検討すべきである。	地すべり防止区域等における事業に対し事前協議制度を設けることで、必要に応じて、事業計画を見直す時間を確保する。
関係法令以上の規制を条例に規定するには、地域事情に照らし明確な根拠を示す必要がある。 設置に対し、総量規制を定めるなど一定の規制を設けるべきである。	設置される場所によって、考慮すべき事項が様々なので、具体的な基準を設けて、関係法令以上の規制をすることや総量規制を設けることは難しい。
電気事業法に定める技術基準の適合を確認させる仕組みを取り入れるべきである。 また、その仕組みの実効性を担保するため、条例化すべきである。	『太陽光発電の環境配慮ガイドライン』を参考に、景観上、安全上の課題等、配慮すべき事項を事業者を確認させるチェックリスト等を作成し、届出時に添付させる。
国では円滑に事業を進めるために環境配慮に必要な地域とのコミュニケーションを図る目的で、『太陽光発電の環境配慮ガイドライン』を策定している。そうした、国の動向を踏まえ検討する必要がある。	
景観上、安全上など、改善策のチェックポイント（対応策、イラストや事業者側の努力など）を当事者間で活用できるようなツールを行政側で作成する。	
設置する際、説明会の対象者を住民だけでなく、近隣の耕作者も対象とするべきである。	土地又は家屋の所有者、居住者、農林水産業を営む者など、反射光や騒音など事業実施に伴い影響を受ける方を対象とし、対象者の範囲を拡大する。
50kW未満の小規模な太陽光発電施設が乱立し、住民に害が生じないか疑問である。	近隣住民が知らないうちに計画が進み 50kW未満の施設が設置される状況があることから、届出対象を20kW以上に拡大する。

審議会からの意見	考え方
再生可能エネルギーは大切だが、景観の問題や自然環境に対する影響、災害による太陽光パネルの破損など太陽光発電の設置を不安視する意識が高まってきているため、設置に当たっては住民の意見が反映されるべきである。	懸念される影響への対策等については、事業者 に説明責任があるため、説明会における説明事 項を明確にしていく。また、事業者と住民との 協議の機会を設けることにより、住民の意見が 反映されるようになる。
住民説明会を実施すれば設置可能となると住民 は不本意であるため、地元の合意を求めるなど 明確なルールを設ける必要がある。	住民同意や協定書の締結を要件とすることに ついては、裁判所の判例などから難しいが、説明 会の実施に加えて、新たに事前協議制度や住民 との協議の機会を設けるなど、よりきめ細かな 手続を規定することで住民に配慮した事業計画 となるようにしていく。 その実効性を担保するために条例化する。
住民との合意形成を図った上で設置することが 望ましいことから、ガイドラインではなく条例 化により住民説明会や協定締結の義務化など一 定の拘束力を持たせるべきである。	太陽光発電は地球温暖化対策に有効であり、引 き続き推進していく必要がある。 一方で、市民の中には、太陽光発電が突然設置 されてしまうことに対する懸念や反射光や騒音 など太陽光発電が及ぼす影響への懸念が生じて いるため、説明会の開催等、一定の手続は必要 である。
太陽光発電の推進と近隣に住む個人の利益をど のように考えるのか、規制に当たってはバラン スが必要である。	令和2年3月に策定された『太陽光発電の環境 配慮ガイドライン』を事業者に周知するととも に、説明会における説明事項を明確に規定する ことで、事業者が配慮すべき事項を認識する機 会を確保する。処分費用については、国におい て、外部積立制度の導入が具体的に検討されて いるが、説明会の説明事項として、「発電事業終 了時の設備の撤去に係る資金計画」を加えるこ とで、住民に対する説明の場を確保していく。
設置者に対し、対策の情報を提供することが大 切である。太陽光発電施設の処分費用に保険を かける、計画の周知など強く推奨していく必要 がある。	ガイドラインの見直しに当たっては、中核市等、 他市の条例等を参考にした。
先行自治体の状況を参考に、取り入れていくの も一つの方法である。	太陽光発電は引き続き推進していく必要があ り、市民出資型や地域で運営するものについ ても推進していく必要があるものと考えている。
事業者が選定した場所は優良な設置場所であ り、そのような場所に市民出資型の太陽光発電 施設を設置するよう事前に誘導する。	一方で、すべてがそういった形で運営できるわ けではないため、個々の事業者が設置する場 合には、地域環境に配慮した事業計画へと促し ていく仕組みづくりが必要である。
地域が自ら運営する形であれば、景観・安全・維 持管理などを考慮し設置することになるので、 規制をすることなく、合意形成が図れる。	